

(2)自己都合による種目、クラスの変更は認められない。

(3)本条は各加盟大会に定めがある場合は、その規定による。

第 6 条 (表彰) 本シリーズに加盟する各大会において対象種目ミドルコース(5~9KM)あるいはロングコース(10~15Km)のいずれかの同一種目を転戦し、その順位によって得たポイント(順位に基づく強者率=完走者数(暫定的に100とする)÷総合順位)の和(2戦以上の場合は上位2戦の和)により総合成績とし、男女別にその第1位からうち第3位までを各種目のグランプリ入賞者とし、第1位をそれぞれミドルディスタンス・グランプリチャンピオン、ロングディスタンス・グランプリチャンピオンとし、各種目の2位、3位の選手をチャレンジャーとして共に表彰する。さらに、同総合成績に基づき全選手に国内ランキングを付与する。

(2) グランプリに挑戦する選手は、本シリーズに加盟する大会の内、シリーズ毎に規定されている数の大会に参戦しなくてはならない。また棄権、途中棄権、失格した大会はこの規定数の大会には含まれない。また、Grand Prix Finalに指定された大会には必ず参戦しなくてはならない。

(3) 規定数以上の大会に参戦した場合は、獲得ポイントの高い規定数の大会のポイントの和を総合成績とする。

(4) 当連盟から海外大会に派遣されたため、日程的に本シリーズの特定の加盟大会に参戦できなかった場合は、その海外大会の成績に基き第6条第(1)項と同様の方法でポイントを算出し、総合成績に加える。

(5) ポイントの和が同数の場合、第1位のみ各大会のタイムに基く強者率を算出し、決定する。第2位以下は同順位とする。

(6) タイムに基く強者率算出方法は、総合ポイントが同数の者の各大会におけるタイムの和を分母、各人のタイムを分子とし、各大会における強者率の合計が少ないものを勝者とする。

(7) 各大会の記録の認定、及びグランプリチャンピオンの認定、表彰は連盟が派遣するTD(技術代表)が行う。

第 7 条 (各大会の表彰) 各加盟大会の実施要綱に則る。

第 8 条 (各大会単一参加) シリーズに参加しなくとも参加できる。

第 9 条 (参加資格)

(1) 全レース:自力で制限時間内に完走する自信があり、且つアクシデントに対し自己責任の負える中学生以上の者。及び、保護者が伴走し、完走できる小学生。未成年者は保護者の承諾を得ている者。

(2) デイツアー:健康な小学4年生以上の者。

第 10 条 (キャンセル等) 自己都合によるキャンセルの場合、各大会開催日の応当曜日の23時59分前までとして、4週間前までオプション料金を含む総支払

済み額の70%、3週間前まで60%、2週間前まで50%、1週間前まで40%から送金手数料を差し引いた額を払い戻すものとする。1週間前より後は払い戻しを行わない。上記払戻し率は、諸経費等の状況により変動する場合がある。

(2)日本スノーシューイング連盟「新型コロナ感染症対策のガイドライン」の規定に基づくキャンセルの場合は、同ガイドラインの定めによる。

(3)本条は各加盟大会に定めがある場合は、その規定による。

第 11 条 (秩序) 本シリーズ、又は各大会の運営、秩序維持に支障をきたした場合、又はその恐れがあると、統括委員会、又は各大会主催・主管団体が判断した場合、特定の選手の参加を受付けない、または取消すことがある。大会中の場合は、選手、応援者に限らず退場を命じることがある。いずれの場合も参加費、レンタル料の払戻はしない。宿泊費の払戻は、別途定める各キャンセル規定に基く。本条項は、エントリー・サービス専門サイト経由の参加申込にも適用される。

(2) 当連盟、統括委員会、又は各大会主催・主管団体への提言、苦言等は全て書面にて行い、各組織が必要と判断した場合のみ回答する。判定に対する不服は、当連盟の日本スノーシューイング・レース規則に則り処理され、不服の申立は規定された時間内に書面にて行われなくてはならない。

第 12 条 (保険、免責) 各加盟大会主催・主管団体は、大会開催に関するすべての傷病、その他の事故に対する責任、及びそれに起因するすべての賠償責任を負い、必要な保険に加入し、保険料を負担する。

(2) 各加盟大会主催・主管団体は傷病、その他の事故に際し、応急処置及び各加盟大会主催・主管団体が加入する保険の範囲内による補償以外、責任を負わない。

(3) 貴重品の管理は各自で行う。盗難等に対して各加盟大会主催・主管団体は責任を負わない。

第 13 条 (版権) 各大会参加中の映像、写真等の版権、及びマスコミ等への掲載権は連盟、及び各参加大会主催・主管団体に属する。

第 14 条 (同意) 連盟は参加申込を受理した段階で、申込者が本規定に同意したと見做し、参加証の発行をもって正式参加とする。

第 15 条 (装備) 基本的にコースの全区間スノーシューを着用して走行しなければならないが、各加盟大会主催者の判断で雪がない、あるいは少ない区間ではランニングシューズでの走行を認める。同じく、積雪や地形などの状況に応じて、各加盟大会主催者の判断により、トレッキングポールやスキーポールの使用を認める。